

## 公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 指定船舶等に乗船している船員の不在者投票の特例における船長から船員への情報提供に関する事項

指定船舶等に乗船している船員の不在者投票の特例について、船長は、当該指定船舶等の航海中に、公職選挙法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者（以下「特定枠名簿登載者」という。）の氏名及び当選人となるべき順位を知った場合には、直ちにこれらを船員に対して知らせるよう努めなければならないものとする事。 （第五十九条の六第七項関係）

第二 選挙長が行う立候補届出等に係る通知に関する事項

選挙長は、参議院名簿の届出があつた場合において、特定枠名簿登載者については、氏名、本籍、住所、生年月日及び職業並びに当選人となるべき順位を直ちに都道府県の選挙管理委員会等に通知しなければならないもの等とすること。 （第九十二条第六項及び第九項関係）

第三 参議院名簿登載者の選挙運動に係る規定の整備

特定枠名簿登載者について、参議院名簿登載者としての選挙事務所の設置等は認めないものとされたこ

とに伴い、所要の規定の整備を図るものとする。 (第百八条第一項等関係)

#### 第四 施行期日等に関する事項

一 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十五号）の施行の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）の規定（新令第九十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定を除く。）は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）

以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとする。 (附則第二

#### 条第一項関係)

三 新令第九十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとする。 (附則第二条第二項関係)

四 その他所要の規定の整備を図るものとする。